第三十九条第三項第十一号中「又は受光量」を「、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量」に、同項第七号中「に盗難防止装置」を「、自動車の装置等の盗難を防止するための装置」に改める。

第六十二条第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　自動車には、保安基準第32条から第41条の５までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。

第六十二条第十項の次に次の一項を加える。

7　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一　制動灯
二　補助制動灯
三　後退灯
四　方向指示器
五　補助方向指示器
六　緊急制動表示灯
七　後面衝突警告表示灯
八　速度表示装置の速度表示灯

第八十一条第一項第六号中「「協定」を「協定」に、「要件」」を「要件」に改める。

第九十三条第一項中「第８項」を「第９項」に改め、同条に次の一項を加える。

9　貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が８ｔを超えるもの及び貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が13ｔを超えるものには、別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合する前方障害物との衝突による被害を軽減することができる装置を備えた制動装置を備えなければならない。

第九十九条第四項第五号中「協定規則第94号第２改訂版の規則5. 2. 8. から5. 2. 8. 3. までの規定」を「協定規則第94号の技術的な要件」に改める。

第百八条中「「協定」を「協定」に、「要件」」を「要件」に改める。

第百十条第一項中「「協定」を「協定」に、「要件」」を「要件」に、「協定規則第14号の5. 3. 8. の規定」を「協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第２改訂版の規則5. 3. 8. に限る。）の規定」に改め、同条第三項中「「協定」を「協定」に、「要件」」を「要件」に改める。

第百十七条第四項第一号中「又は受光量」を「、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量」に、同項第七号中「に盗難防止装置」を「、自動車の装置等の盗難を防止するための装置」に改める。

第百二十条第三項第十三号イ及び第十一項第十七号イ中「又は反射光」を削る。

第百二十三条第三項第十一号中「車幅灯」の下に「（橙色のものに限る。）」を加える。

第百四十条第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　自動車には、保安基準第32条から第41条の５までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。

第百四十条第六項の次に次の一項を加える。

7　自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の５までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一　制動灯
二　補助制動灯
三　後退灯
四　方向指示器
五　補助方向指示器
六　緊急制動表示灯
七　後面衝突警告表示灯
八　速度表示装置の速度表示灯

第百五十九条第一項第六号及び第百八十六条中「「協定」を「協定」に、「要件」」を「要件」に改める。

第百八十八条第一項第五号中「場合」の下に「又は次に掲げる要件を満たす自動車に備える場合」を加え、同号に次のように加える。

イ　乗降口が２個以下であること。

ロ　動力伝達装置又は緩衝装置により後部座席への年少者用補助乗車装置取付具の取付けが妨げられる構造であること。

ハ　原動機の最高出力（kW）を1000倍した値を車両重量（kg）に75kgを加えた値で除した値が140を超えること。

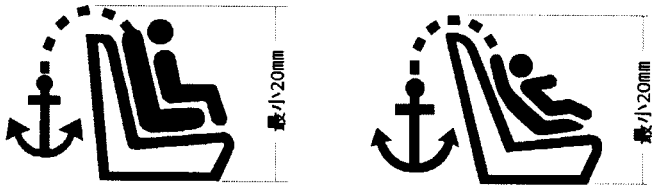
ニ　原動機の最高出力（kW）が200kWを超えること。

第百八十八条第一項第五号を第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置及び当該装置の後方に備えられたＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置以外の取付装置には、次のいずれかの表示を行うこと。ただし、ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置以外の取付装置を有していない場合にあっては、この限りではない。

イ　全てのＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置に、次に定める様式の例により当該装置がＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置であることを表示すること。

様式の例



ロ　全てのＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置以外の取付装置に、当該装置がＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置として使用できないことを表示すること。

第百九十五条第五項第十一号中「又は受光量」を「、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量」に、同項第七号中「に盗難防止装置」を「、自動車の装置等の盗難を防止するための装置」に改める。

第百九十八条第三項第十三号イ及び第十項第十七号イ中「又は反射光」を削る。

第二百一条第三項第十一号中「車幅灯」の下に「（橙色のものに限る。）」を加える。

第二百十八条第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　自動車には、保安基準第32条から第41条の５までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。